

一部改正 令和5年12月1日 5世保育第1632号

世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例施行規則附則第2項及び第4項に定める保育士と同等の知識及び経験を有すると区長が認める者等の取扱について

1 保育士とみなす者の確認

次の(1)及び(2)の場合において、児童福祉法(以下「法」という。)第18条の18第1項の登録を受けた者(保育士)以外を、保育士とみなして配置するときは、事業者は、予め、世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例施行規則(以下「規則」という。)及び本通知に定める要件を充足していることを確認し、当該職員を指定したうえで配置すること

- (1) 規則第8条第2項、第9条第2項、第12条第2項又は第13条第2項の規定により、保健師、助産師又は看護師を1人に限り、保育士とみなして配置する場合
- (2) 規則附則第2項及び第4項の規定により、保育士と同等の知識及び経験を有すると区長が認める者を保育士とみなして配置する場合

2 保育士と同等の知識及び経験を有すると区長が認める者の要件

規則附則第2項及び第4項に規定する保育士と同等の知識及び経験を有すると区長が認める者については、次の各号いずれにも該当する者とし、事業者は、予め、規則及び本通知に定める要件を充足していることを確認し、本人の了解のもと適用すること。

- (1) 事業者の代表者が保育士と同等の職務を適切に行えると判断した者。したがって、雇用直後の者や、当該事業所に配属された直後の者は認められず、少なくとも1ヶ月は実務能力を確認すること。なお、当該事業者において既に確認した者が異動した場合、事業者の代表者が変更した場合については、再度確認することを要さない。
- (2) 世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例(以下「条例」という。)第24条第2項第2号に該当する者
- (3) 次のいずれかに該当する者

①法第7条に規定する児童福祉施設等、法第6条の3第8項、第10項、第12項に係る事業、東京都認証保育所事業実施要綱(平成13年5月7日付12福子推第1157号)に基づく認証保育所(以下「認証保育所」という。)又は区が独自に行う保育施設・事業であって区長が適当と認める施設・事業のいずれかで、継続して1年以上、乳幼児の直接処遇を担当した経験を有す

る者。なお、継続して勤務した期間中の勤務実績は、少なくとも月平均80時間以上とする。

- ②子育て支援専門員研修（地域保育コース（地域型保育））を修了した者
- ③法第6条の3第9項に規定する家庭的保育者

3 証憑書類として備え置く書類

上記1及び2の適用にあたっては、要件を充足していることを証する書類（「証憑書類」という。）を、当該取扱いを適用させる日までに揃え、証憑書類は当該職員の指定を解除（離職を含む。）した後、少なくとも3年以上は当該事業所に保存すること。なお、書類中「写し」とあるものは、事業者が原本を確認すること。

(1) 1（1）に係る書類

資格証明書の写し

(2) 保育士と同等の知識及び経験を有すると区長が認める者

① 2（1）に係る書類

事業者の代表者及び管理者による確認書（日付、署名、捺印のあるもの）

② 2（2）に係る書類

配置する職員本人による誓約書（日付、署名、捺印のあるもの）

③ 2（3）①に係る書類

勤務の実績を証明する書類

④ 2（3）②及び③に係る書類

所定の研修の修了証書、又は家庭的保育者の認定通知書の写し

4 規則附則第2項及び第4項を適用できる事業所及び事業者の要件

(1) 過去3年以内に、法第34条の17第3項並びに子ども・子育て支援法第51条第1項及び第3項に基づく改善の勧告及び改善の命令を受けていない事業所であること。

(2) 職員の保育士資格取得を支援するほか、保育士の確保に努める事業者であること。